

梶原町越知面区(太田戸)アメゴ養殖場デジタル化実証実験プロポーザル 募集要項

1 事業の概要

(1) 事業名

梶原町越知面区(太田戸)アメゴ養殖場デジタル化実証実験支援業務

(2) 事業の目的

梶原町越知面区では、江戸時代から続く地域の伝統産業であるアメゴ養殖事業者が高齢のため廃業することとなり、伝統産業の維持・振興のため集落活動センターおちめん(以下、「おちめん」という。)において、活動の一環として事業を引き継いだ。しかしながら、養殖事業が長年の経験と勘に基づいて行われてきたことや、高齢化による担い手不足により、これまでの方法での事業の継続は困難である。そこで、個体ごとに産卵する卵の量に差異(1個体 200 個～1,000 個)が生じる原因や採卵前の雌雄の行動形態、特異的な行動をする個体の行動形態、群れによる行動形態等のデータを収集し、事象の数値化や原因と結果の関係を蓄積し、データに基づいたスマート養殖技術を確立することを実証する業務である。

(3) 委託期間

契約締結日の翌日から令和6年3月31日(金)まで

2 見積限度額

7,060千円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

3 契約手続

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。選定後には、候補者と町は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整(以下、「交渉」という。)を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。

7日以内(予定)に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めておちめんと交渉を行うこととなります。

4 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

(1) 高知県内に主たる営業所(本社又は本店等)又は従たる営業所を置く者であること。

(2) 梶原町の入札参加資格者登録名簿に高知県内の営業所が登録されている(もしくは契約締結時まで登録が予定されている)者であること

(3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること

- (4)競争入札参加資格等の指名停止の措置を受けていない者であること
- (5)「梶原町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第1項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること
- (6)本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税及び市町村税を滞納していないこと
- (7)本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと

5 質疑と回答

質疑は令和5年7月6日(水)17時00分まで(必着)に電子メールにて提出してください。

下記メールアドレスあてに提出後、必ず電話で連絡してください。

(メールアドレス) skcochimen0320@mm.pikara.ne.jp

質疑と回答の内容は、全参加者にメールにてお送りします。

6 参加表明書の提出

参加を希望される団体は、様式第1号に必要事項を記入し、令和5年7月7日(金)までに「12 問合せ先」まで持参または郵送(書留)で提出ください。

受理が確認できた後、記載いただいた連絡先へ審査会の開催時間等を電子メールで通知します。

7 企画提案書の作成

次に定める「プロポーザル企画提案書作成要領」に基づいて企画提案書を5部作成し、令和5年7月11(火)17時00分(必着)までに「12 問合せ先」まで持参または郵送(書留)で提出してください。

8 審査

(1) 審査の方法

- ① (2)の審査基準に基づき、審査委員会による審査を行い、最優秀提案者と次点者を選定します。
- ②審査は、書類審査のみとします。
- ③最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

	審査内容	配点
業務内容に関する提案	おちめんの行うアメゴ養殖事業取り組みや課題を十分に理解した企画が提案されているか。	20
業務内容に対する対策・提案	幅広い知識や技術・ノウハウ等を活用した企画が提案されているか。	20

業務内容に対する分析・評価・検証	課題に対して分析・評価・検証をどのように行おうとしているか記載されているか。	20
業務内容の活用	業務の実施結果の分析・検証を踏まえ、翌年度以降に向けて検討を充分に行うことができる提案となっているか。	20
業務実施スケジュール	円滑な業務実施が可能なスケジュールとなっているか。	10
業務実績	同種または類似の業務を実施した実績があるか。	10
	合計	100

※審査項目評価方法は、A,B,C,D,E の5段階評価とし、項目ごとの配点に評価に応じて評点を算出します。

9 審査結果

審査結果は、審査会終了後速やかに、全ての参加者に文書で通知します。

評価	評点
A(たいへん優れている)	項目の配点×1.0
B(優れている)	項目の配点×0.8
C(普通)	項目の配点×0.5
D(やや劣っている)	項目の配点×0.3
E(劣っている)	項目の配点×0

10 日程

- 令和5年7月 6日(木) 質疑〆切
- 令和5年7月 7日(金) 参加表明書提出〆切
- 令和5年7月11日(火) 企画提案書の提出〆切
- 令和5年7月13日(木) 審査会

11 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写(審査会での使用に限ります。)します。
- (3) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

12 問合せ先

〒785-0607 高知県高岡郡梶原町田野々1285
 集落活動センターおちめん推進委員会 担当:上田

TEL:0889-68-0888

FAX:0889-68-0888

メールアドレス | : skcochimen0320@mm.pikara.ne.jp

13 その他

- (1)参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式自由)を提出してください。
- (2)企画提案に要する全ての費用は参加者の負担とします。
- (3)次の各号に該当した場合、提案者は失格になる場合があります。
 - ① 提出書類に不備があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
 - ② 審査委員、町職員または当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
 - ③ プロポーザルの手続きの過程で、梶原町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則第2条第1項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- (4)本業務の実施にあたっては、集落活動センターおちめん推進委員会と十分な調整を行うこと
- (5)本業務により生まれた著作権等の知的財産については、すべて集落活動センターおちめん推進委員会に帰属します。また、受託者は、著作者人格権を行使しないこととします。